

修正

立川市公契約条例施行規則（案）

第3回公契約条例検討委員会

令和7年1月15日 資料2-1

（目的）

第1条 この規則は、立川市公契約条例（令和6年立川市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（特定公契約の適用範囲）

第3条 条例第2条第3号に定める特定公契約の範囲は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 予定価格が1.5億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち、次に掲げるもの

ア 放課後子ども教室くるプレ

イ 用務業務

ウ 建物清掃

エ 警備（機械警備除く）・受付

オ 廃棄物収集運搬（家庭ごみ）

カ 街路樹せん定、草刈り等

- (3) 指定管理協定のうち、別表に掲げるもの

2 前項（2）に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約については、前項（2）の契約に相当する契約部分に限り、対象契約として取り扱うものとする。

（時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制における労働報酬の換算方法）

第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

（労働条件の報告）

第5条 条例別表5の項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を市長が指定する日

までに行わなければならない。

- (1) 特定労働者等に係る雇用契約の締結の状況
- (2) 特定労働者等に対する労働報酬の支払の状況
- (3) 特定労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 条例第6条第1項に規定する労働報酬下限額を支払わなければならない特定労働者等の人数及び職種
- (5) 条例に定める事項の遵守の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表)

第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を市のホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

- (1) 特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- (2) 特定受注者又は特定受注関係者（以下「特定受注者等」という。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 特定公契約を解除した場合は、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由
- (4) 特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、違反の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長)

第8条 条例第14条第1項に規定する立川市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、公開する。
- 5 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。
- 6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(守秘義務)

第10条 審議会の委員及び前条第6項の規定により審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。